

平成 15 年 5 月 20 日

各 位

会社名 新日本無線株式会社
代表者名 代表取締役社長 久米 一弘
(コード番号 6911 東証第1部)
問合せ先 総務部長 矢村 光夫
(TEL 03 5642 8222)

ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、本日開催した取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、下記のとおりストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 15 年 6 月 27 日開催予定の当社第 68 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるとともに、監査役の経営の健全性と社会的信頼の向上に対する意識を一層高めて当社の企業価値を最大化することを目的とし、当社の取締役、監査役及び従業員(以下、「対象者」という。)に対して以下の 2. に記載の発行要領に基づき新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 140,000 株を上限とする。

各新株予約権の目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は 1,000 株とする。

なお、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)後、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する(1株未満の端数は切捨て)。ただし、かかる調整は、当該時点で行使又は消却されていない新株予約権についての付与株式数についてのみ行われるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日後、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与

株式数を調整する。ただし、かかる調整は、当該時点で行使又は消却されていない新株予約権についての付与株式数についてのみ行われるものとする。

(2) 新株予約権の総数

140 個を上限とする。

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式 1 株当たりの払込金額（以下、「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、発行日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ）又は発行日の前日の終値（当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、発行日後、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

1

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、及び商法等の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 128 号）施行前の商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権の行使期間

平成 16 年 1 月 7 日から平成 19 年 12 月 20 日まで

(6) その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないこととする。

(7) 新株予約権の消却事由及び消却の条件

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。

3. 新株予約権割当の要領

各対象者に対する新株予約権の割当数については、各対象者の職責及び当社業績への貢献を考慮し、取締役会にて決定するものとする。

また、対象者に対する新株予約権の割当てに際して、以下の要領の「新株予約権割当契約」を当社と各対象者の間で締結するものとする。

(新株予約権割当契約の要領)

(1) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。

(2) 新株予約権の割当を受けた対象者（以下、「新株予約権者」という。）が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、これを行行使することができる。また、新株予約権者が当社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有さなくなった場合にも新株予約権を行行使することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び行使可能期間等について制限がなされ、又は新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。

(3) 上記の他、新株予約権者から当社への新株予約権返還事由、新株予約権の行使の制限その他に関して新株予約権割当契約に定めるものとする。

新株予約権の具体的な発行及び割当の内容は、上記内容について平成 15 年 6 月 27 日開催予定の当社第 68 回定時株主総会において承認可決されることを条件とします。

以 上